

かすみそう介護予防・日常生活支援総合事業における 指定第一号訪問事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 高橋建築株式会社が設置するかすみそう（以下「事業所」という。）において実施する酒田市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第一号訪問事業（現行相当・訪問型A）（以下「訪問型サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援状態等にある利用者に対し、訪問型サービスの円滑な運営規定を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な現行相当の提供を確保する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所が実施する事業は、一人暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯に対し、日常生活に必要な家事等について、その利用者が可能な限りその者の居宅において、その状態を踏まえながら生活援助等の支援を行う事により、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 事業の実施にあたっては、利用者の状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスを促進し、生活援助等の支援を行う事により、利用者の心身の機能回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

6 訪問型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等、関係機関へ情報の提供を行うものとする。

(事業の運営)

第3条 訪問型サービスの提供に当たっては、事業所の訪問介護員等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 かすみそう
- ② 所在地 酒田市ゆたか1丁目8番10号 西友ハイツ1D

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤 専従	常勤 兼務	非常勤 専従	非常勤 兼務	備考
管理者	准看護師		1			
サービス 提供責任者	准看護師		1			
	介護福祉士		1			
訪問介護員 等	准看護師		1			
	介護福祉士		4			
	介護職員初任者研修		1			
	旧ヘルパー2級		2			

(1) 管理者

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている訪問型サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ・訪問型サービス個別計画等の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等、地域包括支援センター・居宅介護支援事業者等との連携に関するここと。
- ・地域包括支援センター・居宅介護支援事業者等に対し、訪問型サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3) 訪問介護員等

訪問介護員等は、訪問型サービスの提供に当たる。業務の状況により増員することができるものとする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- ③ サービス提供時間 午前6時から午後10時までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、酒田市の区域とする。

(事業の内容)

第8条 訪問型サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 訪問型サービス個別計画の作成

(2) 身体介護に関する内容

- ①排泄・食事介助
- ②清拭・入浴・身体整容
- ③体位変換
- ④移動・移乗介助、外出介助
- ⑤その他の必要な身体の介護

(3) 生活援助に関する内容

- ①調理
- ②衣類の洗濯、補修
- ③住居の掃除、整理整頓
- ④生活必需品の買い物
- ⑤その他必要な家事

(利用料等)

第9条 訪問型サービスを提供した場合の利用料の額は酒田市が定める第一号事業支給費の額とし、サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から介護保険負担割合証に記載の割合に基づく額の支払いを受けるものとする。

2 第7条に定める通常の事業の実施地域に事業に要する交通費は徴収しない。

- 3 前項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。
- 3 訪問型サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、同意を得るものとする。
- 4 法定代理受領サービスに該当しない訪問型サービスに係る利用料の支払いを受けたときは、提供した訪問型サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(緊急時等における対応方法)

第10条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

- 2 事業所は、利用者に対する訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センター・居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する訪問型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第11条 事業所は、訪問型サービスの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した訪問型サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した訪問型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(秘密の保持と個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での訪問型サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。
- 3 秘密保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続するものとする。
- 4 秘密保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) (3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体的拘束等に関する事項)

第15条 事業所は、原則として身体的拘束等を行いません。

ただし、自傷他害等の恐れがある場合等、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の①から③の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最低限の範囲内で身体的拘束等を行う事とする。その場合、態様医予備時間、利用者の身心状況、緊急時やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容について記録し5年間保存とする。

また、事業所として、身体的拘束等を無くしていくための取り組みを積極的に行う。

- ①切迫性 直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- ②非代替性 身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- ③一時性 利用者本人又は他人の生命・身体にたいして危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

(衛生管理の徹底)

第16条 事業所は、従業者の清潔保持及び健康状態の管理、設備と備品等を衛生的な管理の為、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の配置及び専任の感染対策担当者の配置
- (2) 感染対策委員会の定期的な実施（2か月に1回以上）及び委員会での検討結果についての従業員への周知徹底
- (3) 感染症の予防及びまん延防止のための指針の策定
- (4) 発生時の事業所内の連絡体制及び関係医療機関への連絡体制の構築
- (5) 事業所へ感染症の予防及びまん延防止のための定期的研修及び訓練（年2回以上）の開催

(地域との連携等)

第17条 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問型サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問型サービスの提供を行うよう努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第18条 事業所は、すべての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。）に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 繼続研修 年12回

- 2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施する。
- 3 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 事業所は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する訪問型サービスの提供をさせないものとする。
- 6 事業者は、訪問型サービス個別計画等の作成又は変更に関し、地域包括支援センター・居宅介護支援事業所の介護支援専門員等又は居宅要介護被保険者等に対して、利用者に必要なないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行わないものとする。
- 7 事業所は、適切な訪問型サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 8 事業所は、訪問型サービスに関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 9 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は高橋建築株式会社 代表取締役と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業の廃止又は休止の届け出及び便宜の提供)

第19条 事業所は、事業を廃止、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を酒田市へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に現行相当を受けているものに対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

平成30年1月16日 改訂

更新履歴	令和5年6月1日	更新
	令和6年7月1日	事務所変更
	令和7年3月1日	事務所変更、職種、員数の内容変更
	令和7年3月1日	サービス提供責任者1名増
	令和7年10月15日	更新
	令和7年12月25日	更新